



# 「現地調査票」の記入要領

## 1 この現地調査票は、建築士法第18条第1項の規定に従い調査した内容を記入して頂くものです。

(建築士法第18条第1項:建築士は、設計を行う場合においては、これを法令又は条例の定める建築物に関する基準に適合するようにしなければならない。)

## 2 □(チェックボックス)がある場合は、該当する□にチェックを付けてください。(☑又は■)

※ 市町村等との打ち合わせに際しては、計画概要(付近見取図、配置図、平面図等)を担当者に提出し、調査事項を伝えると的確な調査ができます。

## 3 「【1】がけ等」の記入について

- (1) 「建築基準法施行条例第3条第1項」の規定で「建築物が高さ2メートルを超えるがけに近接する場合は、がけの上にあつてはがけの下端から、がけの下にあつてはがけの上端から、建築物との間にそのがけの高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。」と規定されています。
- (2) 高さ2mを超えるがけに近接する場合は、現状の確認を行い、所管する特定行政庁(建築基準法の担当部署)と「がけの取扱い」について確実に打合せを行ってください。
- (3) 建築基準法施行条例第3条第1項の基準を満たさない場合は、「建築物が安全上支障がないと認められる理由書等」の確認申請書への添付が必要となります。
- (4) 擁壁が設置されている場合で、擁壁の確認済証及び検査済証の交付を受けているときは、該当に○をして、必要事項を記入してください。なお、検査済証の交付を受けていない場合は、所管する特定行政庁と協議を行ってください。
- (5) 県要領第3条の2に掲げる区域内の場合、事前に所管行政庁と協議を行ってください。

## 4 「【2】地域地区等」の記入について

市町村担当課等に確認をして記入してください。

- ①都市計画区域の内外を記入してください。
- ②パークヒルズ鹿屋地区計画区域内の場合にチェックしてください。
- ③ハーモニータウン加世田建築協定区域内の場合にチェックしてください。
- ④薩摩川内市ふるさと景観区域又は出水市景観区域内の場合にチェックしてください。
- ⑤都市計画法第4条第4項の促進区域とは、同法第10条の2に掲げる「市街地再開発促進区域」等です。
- ⑥都市計画法第4条第6項の都市計画施設の区域とは、同法第11条第1項各号に掲げる「道路」「公園」「市場」等です。
- ⑦都市計画法第4条第7項の市街地開発事業の区域とは、同法第12条第1項各号に掲げる「土地区画整理事業」等です。
- ⑧都市計画法第4条第8項の市街地開発事業等予定区域とは、同法第12条の2第1項各号に掲げる予定区域です。